

広島サミット庁内連絡会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 令和5年に本県において開催される主要国首脳会議（以下「広島サミット」という。）に関する庁内での情報共有を行うとともに、関連する県の行政事業について全庁が一体となって着実に推進していくため、広島サミット庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）広島サミットに関する情報の全庁共有及び総合調整に関すること。
- （2）広島サミットを安全・安心で円滑に実施するための環境整備に関すること。
- （3）広島サミットを契機とした広島の発信に関すること。
- （4）その他広島サミットの推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 副会長は、副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、別表2に定める順序により、副会長がその職務を代理する。

（連絡会議）

第4条 連絡会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要に応じ、連絡会議に委員以外の者を出席させることができる。
- 3 連絡会議は、必要に応じ、関係ある委員のみで開催することができる。

（施策推進リーダー）

第5条 会長は、必要があると認める場合は、担当職員を施策推進リーダーに指名することができる。

- 2 施策推進リーダーは、所掌する関連施策を総括し、連絡会議において、進捗状況の報告を行う。

（事務局）

第6条 連絡会議に関する事務は、地域政策局広島サミット推進チームにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月〇日から施行する。

別表 1

教育長
警察本部長
病院事業管理者
危機管理監
総務局長
経営戦略審議官
地域政策局長
広島サミット推進審議官
環境県民局長
健康福祉局長
商工労働局長
農林水産局長
土木建築局長
都市建築技術審議官
企業局長
会計管理者
東京事務所長

別表 2

1	副知事	田邊	昌彦
2	副知事	山田	仁